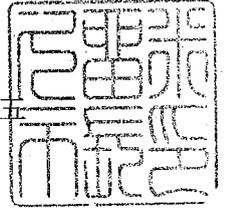


久留米市公告第 220 号

下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年9月4日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：積算システムパソコン機器賃貸借
- (2) 履行場所：本庁11階・17階
- (3) 業務内容：別紙「積算システムパソコン機器賃貸借仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間：令和5年10月1日から令和10年9月30日
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：
 予 定 価 格 ￥13,200—
 入 札 書 比 較 価 格 ￥12,000—
- (6) 支払条件：前払金 無し
 部分払 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 名簿に登録業種として「OA・OA機器」の登録をしていること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

3 契約条項等について

- (1) 契約条項を示す場所：下記（10）事務局
- (2) 仕様書等の入手場所：市ホームページからダウンロード
 ダウンロード先：市ホームページ>組織からさがす>都市建設部建築課>お知らせ
 ・積算システムパソコン機器賃貸借に関する条件付一般競争入札の実施について

4 入札参加資格の確認

事後審査型（落札候補となった者のみ資格審査を行う。）

入札参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を郵送にて提出すること。

提出期間：公告日から令和5年9月13日12時まで

（入札書と同時に郵送してもよいが、入札書と別で確認できる状態で郵送すること。）

5 入札及び開札

(1) 郵便による入札とする。

(2) 入札期間：公告日から令和5年9月13日12時まで。

(3) 開札日時：令和5年9月15日14時30分

(4) 開札場所：久留米市庁舎11階

(5) 入札回数：1回

(6) 落札者の決定方法

予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(7) その他注意事項

ア 入札者は、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入する。封筒に入れて郵送する。

イ 入札者は、提出した入札書の書換え又は撤回はできない。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金：規則第7条第3号により免除する。

(2) 契約保証金：契約締結時に請負金額の10%以上を付すこと。

ただし、規則第27条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき。

ウ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

エ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

オ 入札書に入札者の記名押印がないとき。

カ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

キ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア 受付期間：公告日から令和5年9月11日17時15分まで。

イ 受付場所：下記（10） 事務局

ウ 質問の提出方法：FAX又はEメールにより提出し、電話にて着信を確認すること。

電話での質問は受け付けない。

- エ 質問に対する回答：令和5年9月12日までにEメールで回答する。
また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札日の翌日より6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合、又は指名停止措置の対象となった場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 事務局（問い合わせ先）

久留米市都市建設部建築課

住所：久留米市城南町15-3 市庁舎11階

電話：0942-30-9088

FAX：0942-30-9707

Eメール：kentiku@city.kurume.fukuoka.jp